

☆*****☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（ ） DB規約（ ） DC (○)
厚年基金（ ） 会計基準（ ） その他 ()

【タイトル】 退職時等の加入者への説明等について（DC 法施行令改正） （パブリックコメント）

☆*****☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省は2025年10月24日に、「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」（令和7年改正法）の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案に関するパブリックコメント（意見募集）手続きを開始しました（11月23日まで意見募集）。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495250250&Mode=0>

確定拠出年金については、以下について示されております。

【改正案の概要】 一部抜粋

- ・令和7年改正法において、確定拠出年金法が改正され簡易企業型年金（以下「簡易型 DC」という。）が廃止されたことを踏まえて、確定拠出年金法施行令（以下「DC 令」という。）における簡易型 DC に関する規定を削る等関係規定に関する整備を行う。
- ・企業型確定拠出年金（以下「企業型 DC」という。）の個人別管理資産が自動移換されるケースが減少するよう、事業主が行う説明義務について、これまで「加入者が資格を喪失したとき又は企業型 DC が終了したとき」に行うものとされていたところ、「加入者の資格の喪失又は企業型 DC の終了が見込まれるとき」に行うものとし、退職等により資格の喪失や制度の終了が見込まれる者に対して説明を行うことを義務づけることとす

る等の必要な措置を講ずることとする。(DC 令の一部改正)

《参考》企業型 DC 加入者が資格喪失をした場合における事業主の説明義務

企業型 DC を実施する事業主は、企業型 DC 加入者が資格を喪失した場合には、当該資格喪失者に対して、移換申出の期限や、他の企業型 DC への移換等今後の選択肢、自動移換の可能性とその場合の留意点等について、説明をする必要がある。

<施行期日等>

公 布 日：2026年3月中旬（予定）

施行期日：2026年4月1日

*****メール配信サービス（年金NEWS・メルマガ）*****

運営：日本生命保険相互会社 団体年金部

〒100-8288 東京都千代田区丸の内 1-6-6 日本生命丸の内ビル

TEL 03-5533-5572

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202510-170-0322-D